

【表1】 確認検査手数料（建築物）

単位：円（非課税）

床面積の合計 A (㎡)	確認 特例	確認申請 ※4	計画変更確認申請 ※4		中間検査 ※1	完了検査 ※1~3	仮使用認定 ※1~2
			構造計算無し	構造計算有り			
A ≤ 100	有	14,000	8,000	15,000	12,000	15,000	55,000
		帯広市 11,000				12,000	
	無	32,000	18,000	23,000	35,000	40,000	
100 < A ≤ 200	有	22,000	13,000	16,000	15,000	20,000	70,000
		帯広市 17,000				18,000	
	無	53,000	30,000	38,000	45,000	50,000	
200 < A ≤ 300	有	30,000	17,000	21,000	19,000	26,000	90,000
		帯広市 23,000				25,000	
	無	70,000	39,000	49,000	50,000	70,000	
300 < A ≤ 500	有	50,000	28,000	35,000	40,000	50,000	95,000
	無	75,000	42,000	53,000	75,000	85,000	
500 < A ≤ 1,000		150,000	83,000	105,000	100,000	140,000	110,000
1,000 < A ≤ 2,000		220,000	121,000	154,000	160,000	190,000	150,000
2,000 < A ≤ 3,000		290,000	160,000	203,000	175,000	225,000	220,000
3,000 < A ≤ 4,000		340,000	187,000	238,000	185,000	240,000	270,000
4,000 < A ≤ 5,000		400,000	220,000	280,000	200,000	260,000	300,000
5,000 < A ≤ 6,000		450,000	248,000	315,000	230,000	285,000	340,000
6,000 < A ≤ 8,000		490,000	270,000	343,000	250,000	310,000	370,000
8,000 < A ≤ 10,000		520,000	286,000	364,000	270,000	350,000	400,000

- ※1 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。
 (2) 遠隔地における中間検査・完了検査又は仮使用認定の現場検査には、他に出張費が加算されます。
- ※2 建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物について
 (1) 直前の省エネ適合性判定をサッコウケンから受けている場合、完了検査手数料×20%が加算されます。
 (2) 直前の省エネ適合性判定をサッコウケンから受けていない場合、完了検査手数料×50%が加算されます。
 (3) 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更（ルートB）の審査はサッコウケンの建築物省エネ法判定手数料×30%が加算されます。
- ※3 サッコウケンから仮使用認定通知書の交付を受けている場合は、仮使用認定部分を除いた床面積となります。
- ※4 構造計算を行った棟数が2以上の建築物について
 (1) 床面積の合計が500㎡超えの場合…上記の確認申請手数料×20%×（構造計算を行った棟数－1）が加算されます。
 (2) 床面積の合計が500㎡以下の場合…20,000円×（構造計算を行った棟数－1）が加算されます。

【表2】 確認検査手数料（建築設備 ※1）

単位：円（非課税）

種別	確認申請	計画変更確認申請	完了検査 ※2	仮使用認定 ※2
昇降機	20,000	15,000	24,000	24,000
小荷物専用昇降機	10,000	8,000	12,000	12,000

- ※1 昇降機以外の手数料は別規程となっています。
- ※2 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。
 (2) 遠隔地における完了検査又は仮使用認定の現場検査には他に出張費が加算されます。

【表3】 確認検査手数料（指定工作物）

単位：円（非課税）

高さ	確認申請	計画変更確認申請	完了検査 ※1
4m以内	20,000	18,000	20,000
4mを超え 15m以内	35,000	30,000	33,000
15mを超える	65,000	60,000	55,000

- ※1 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。
 (2) 遠隔地における完了検査には他に出張費が加算されます。

【表4】 避難安全検証法等手数料

単位：円（非課税）

対象床面積の合計	全館避難安全検証法（階数1）	
	確認申請	計画変更確認申請
2,000㎡以内	40,000	20,000

※ 上記以外は別途見積りとなります。

【表5】 天空率審査手数料

単位：円（非課税）

種別	手数料
天空率の審査を要する建築物	確認申請の手数料×10%

【表6】 ルート2 審査手数料（構造計算1件につき）

単位：円（非課税）

対象床面積の合計	手数料
1,000㎡以内	110,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	150,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内	190,000

【表7】 特定天井等審査手数料

単位：円（非課税）

種別	手数料
特定天井等の審査を要する建築物	確認申請の手数料×20%

【表8】 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査手数料

単位：円（非課税）

種別	手数料
構造上の棟毎	10,000

【表9】 増築に係る審査手数料

確認検査手数料表より、増築等に係る建築物の床面積と当該既存建築物の床面積の合計となります。
 ただし、当該既存建築物の構造耐力規程の遡及適用がある場合を除き、審査内容により減額されることがあります。
 完了検査手数料についても同様の扱いとなります。

【表 1 0】 遠隔地出張費（確認検査業務用）

単位：円（税込）

検査地区区分		出張費
遠隔地 以外	【あ】 江別市、恵庭市、石狩市、小樽市、帯広市、音更町、池田町、浦幌町、足寄町、岩見沢市、芦別市、旭川市、愛別町、厚岸町、大空町、網走市 【か】 北広島市、上士幌町、上富良野町、釧路市（旧音別町除く）、釧路町、清里町、北見市、小清水町 【さ】 札幌市、清水町、更別村、士幌町、鹿追町、新得町、標茶町、斜里町、標津町 【た】 千歳市、当別町、豊頃町、大樹町、苫小牧市、滝川市、鷹栖町、当麻町、鶴居村、弟子屈町、津別町 【な】 南幌町、長沼町、中札内村、中富良野町、中標津町、根室市 【は】 本別町、深川市、東神楽町、比布町、東川町、美瑛町、浜中町、美幌町、別海町 【ま】 幕別町、芽室町 【や】 羅臼町	無 料
地域Ⅰ	【あ】 安平町、厚真町、えりも町 【か】 栗山町、釧路市（旧音別町）、上川町、剣淵町 【さ】 新篠津村、白老町、占冠村、様似町、白糠町、士別市 【た】 月形町、秩父別町 【は】 美瑛市、富良野市、日高町、広尾町 【ま】 三笠市、南富良野町、妹背牛町 【や】 由仁町、陸別町、和寒町	16,500 【内 訳】 日当額：5,500 交通費：11,000
地域Ⅱ	【あ】 歌志内市、赤平市、浦臼町、雨竜町、岩内町、赤井川村、浦河町、置戸町 【か】 上砂川町、倶知安町、京極町、共和町、喜茂別町、神恵内村、訓子府町 【さ】 砂川市、新十津川町、積丹町、壮瞥町、新ひだか町 【た】 泊村、伊達市、豊浦町、洞爺湖町 【な】 奈井江町、仁木町、二セコ町、登別市、新冠町 【は】 古平町、平取町 【ま】 真狩村、増毛町、室蘭市、むかわ町 【や】 夕張市、余市町、留寿都村	27,500 【内 訳】 日当額：11,000 交通費：16,500
地域Ⅲ	【あ】 小平町、長万部町 【か】 黒松内町 【さ】 寿都町、島牧村 【な】 沼田町 【は】 北竜町 【や】 留萌市、蘭越町	33,000 【内 訳】 日当額：16,500 交通費：16,500
地域Ⅳ	【あ】 今金町、奥尻町、乙部町、江差町、厚沢部町、遠別町、遠軽町、興部町、雄武町、枝幸町、音威子府村 【か】 上ノ国町、木古内町 【さ】 せたな町、知内町、鹿部町、猿払村、初山別村、下川町、佐呂間町 【た】 豊富町、天塩町、苫前町、滝上町 【な】 七飯町、中頓別町、名寄市、西興部村、中川町 【は】 函館市、北斗市、福島町、浜頓別町、幌延町、美深町、羽幌町、幌加内町 【ま】 森町、松前町、紋別市 【や】 八雲町、稚内市、礼文町、利尻町、利尻富士町、湧別町	55,000 【内 訳】 日当額：27,500 交通費：27,500

- ※ 同じ日に検査の棟数が2件以上の場合は、検査場所が近いものに限り交通費のみ1棟分となります。
- ※ 交通機関等の都合上、当日までに札幌に戻れない場合は宿泊費（10,500円/日）が加算されます。その場合の日当額は、2日分で計算します。
- ※ 天災その他やむを得ない事情により、通常の経路、経済的な方法等により出張しがたいときは、現に経た経路により計算した交通費等が加算されることがあります。
- ※ 建設性能評価と同時検査の場合は、住宅性能評価業務規程の遠隔地出張費が適用されます。